

12 構改 B 第 76 号

平成 12 年 4 月 1 日

各地方農政局長
沖繩総合事務局長
各都道府県知事

} 殿

構造改善局長

緩傾斜農用地のガイドラインについて

中山間地域等直接支払交付金については、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号構造改善局長通知)が定められたところであるが、同運用第 3 の 8 の「構造改善局長が別に定めるガイドライン」は下記のとおりとするので、遺漏のないようにされたい。

記

市町村長は、耕作放棄の発生を防止する観点から、次の事項を参考に緩傾斜農用地を対象とすることの可否、対象基準の設定及び緩傾斜農用地の対象範囲を定める。

1 急傾斜農用地と連担している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地(勾配が田で 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地で 15 度以上)と物理的に連担(急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。)している場合

2 緩傾斜という条件に、以下の農業生産条件の不利性が加わる場合

(1) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする(高齢化率 30 % 以上、耕作放棄率: 田 5 % 以上、畑(草地を含む。) 10 % 以上)。田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

なお、高齢化率及び耕作放棄率の算出に使用する統計データ及び判定方法は中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号構造改善局長通知)の第 3 の 10 に準ずるものとする。

(2) 土壌条件が著しく悪い場合

等